

大気汚染防止法・

広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）の
概要（別冊：特定粉じん（石綿）関係法令編）

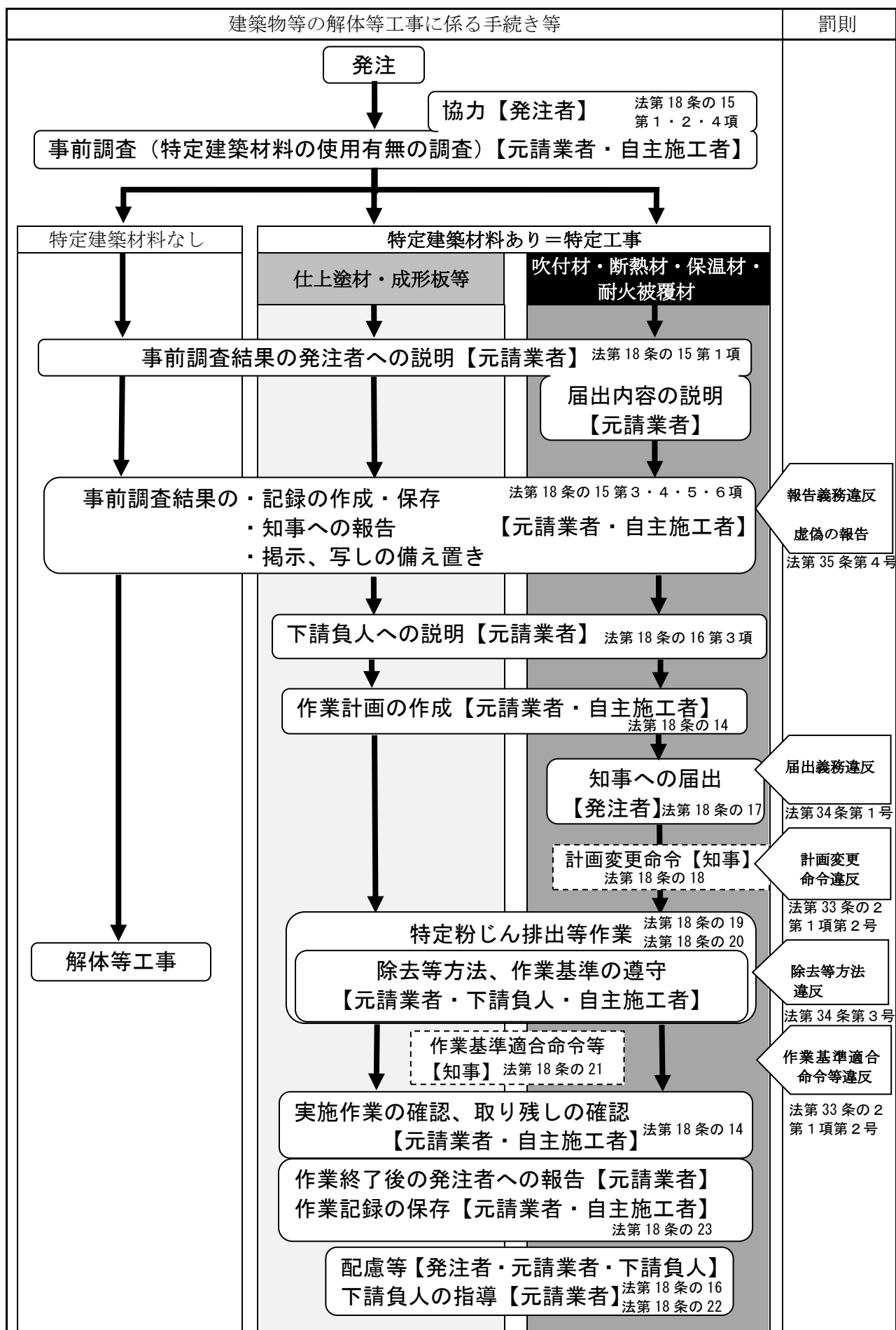
令和8年8月

広 島 県

目 次

	頁数
1 建築物等の解体等工事に係る規制の概要	1
2 語句の説明	2
3 解体等工事時における石綿の事前調査等	4
4 特定建築材料の除去等の方法	9
5 特定粉じん排出等作業の作業基準	10
6 特定粉じん排出等作業に関する記録、結果の報告等	14
7 その他	15
8 付録 必要項目一覧	16

1 建築物等の解体等工事に係る規制の概要



※ 「知事」は、17頁に記載の「所管庁の長」と読み替えてください。

2 語句の説明

語 句	語 句 の 説 明
特定粉じん	石綿（アスベスト）
特定建築材料	吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料 ・吹付け石綿 ・石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。） ・石綿を含有する仕上塗材（日本産業規格（JIS）A6909 に規定する建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材をいう。以下「石綿含有仕上塗材」という。）令和3年4月から施工方法を問わず特定建築材料に統一された。石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有バーミキュライト（ひる石）は「吹付け石綿」として扱う。 ・石綿を含有する成形板、セメント管、押出成形品等（以下「石綿含有成形板等」という。）
建築物等	建築物その他の工作物をいう。 ・「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む。 ・「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいう。 （例）煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等 ※建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。
特定粉じん排出等作業	次の作業をいう。 ・特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業 ・特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業
解体等工事	建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事をいう。 なお、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しない。 ・除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業 ・釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当しない。 ・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業 ・国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された(a) から (k) までの工作物、経済産業省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された (l) 及び(m) の工作物、農林水産省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された (f) 及び(n) の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された(o) の船舶の解体・改修の作業 (a) 港湾法第2条第5項第2号に規定する外郭施設及び同項第3号に規定する係留施設 (b) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

	(c) 砂防法第1条に規定する砂防設備 (d) 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び同法第4条第1項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設 (e) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設 (f) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設 (g) 鉄道事業法施行規則第9条に規定する鉄道線路(転てつ器及び遮音壁を除く) (h) 軌道法施行規則第9条に規定する土工(遮音壁を除く)、土留壁(遮音壁を除く)、土留擁壁(遮音壁を除く)、橋梁(遮音壁を除く)、隧道、軌道(転てつ器を除く)及び踏切(保安設備を除く) (i) 道路法第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁(塗装部分を除く。)、トンネル(内装化粧板を除く。)、交通安全施設及び駐車場(工作物のうち建築物に設置されているもの、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物(令和2年環境省告示第77号。(3)事前調査結果の報告参照)に掲げる工作物を除く。) (j) 航空法施行規則第79条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン (k) 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設 (l) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分 (m) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第3条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分 (n) 漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち基本施設(外郭施設、係留施設及び水域施設) (o) 自衛隊の使用する船舶(防熱材接着剤、諸管フランジガasket、電線貫通部充填・シール材及びパッキンを除く)
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。
届出対象特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うものをいう。特定粉じん排出等作業実施届出が必要となる。
事前調査	解体等工事が特定工事に該当するか否かについての設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査をいう。事前調査の対象は、「解体等工事」とされており、石綿含有建材が使用されていないことが明らかであるものしか扱わないもの(金属や木材のみで作られているものの改造・補修など)も含め、様々な建設工事が含まれる。
発注者	解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。
元請業者	発注者から直接解体等工事を請け負った者をいう。
下請負人	特定工事の元請業者が当該特定工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときの当該特定工事の全部又は一部を請け負った他の者をいう。請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人が含まれる。
自主施工者	解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。

3 解体等工事時における石綿の事前調査等

項 目	対 象 者	方 法											
事前調査の実施	解体等工事の元請業者 自主施工者	事前調査は、次のとおり、原則として書面調査及び現地での目視調査を行い、建材の石綿含有が不明な場合は分析調査を行う。 1 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行う。ただし、石綿の使用が禁止された平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等及び石綿の使用禁止の適用が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンを使用禁止が適用された後に設置した設備については、書面で工事着手年月日（設置年月日）が確認できれば目視による調査は必要ない。 2 《建築物：令和 5 年 10 月 1 日施行》 《工作物：令和 8 年 1 月 1 日施行》 解体等工事（特定建築材料が使用されているおそれがあるものとして環境大臣が定める工作物（特定工作物）以外の工作物に係る工事にあっては、塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。）の事前調査については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者が行う。ただし、解体等工事の自主施工者である個人が行う改造又は補修作業で、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事については、自ら行うことができる。 <table border="1"> <tr> <th colspan="3">事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者</th></tr> <tr> <th colspan="2">工事の区分</th><th>資格等</th></tr> <tr> <td rowspan="2">建築物</td><td>建築物の解体等工事</td><td> ・特定建築物石綿含有建材調査者※(①) ・一般建築物石綿含有建材調査者※(②) ・令和 5 年 9 月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者(③) </td></tr> <tr> <td>一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部の解体等工事</td><td> ・建築物等石綿含有建材調査者等(①～③の調査者) ・一戸建て等石綿含有建材調査者※ </td></tr> </table>	事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者			工事の区分		資格等	建築物	建築物の解体等工事	・特定建築物石綿含有建材調査者※(①) ・一般建築物石綿含有建材調査者※(②) ・令和 5 年 9 月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者(③)	一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部の解体等工事	・建築物等石綿含有建材調査者等(①～③の調査者) ・一戸建て等石綿含有建材調査者※
事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者													
工事の区分		資格等											
建築物	建築物の解体等工事	・特定建築物石綿含有建材調査者※(①) ・一般建築物石綿含有建材調査者※(②) ・令和 5 年 9 月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者(③)											
	一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部の解体等工事	・建築物等石綿含有建材調査者等(①～③の調査者) ・一戸建て等石綿含有建材調査者※											

			<table><tr><td colspan="2">事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者</td></tr><tr><td></td><td><table><tr><td colspan="2">工事の区分</td><td>資格等</td></tr><tr><td rowspan="2">工 作 物</td><td>以下の特定工作物の解体等工事 ・ 反応槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 配管設備 ・ 焼却設備 ・ 貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 送電設備</td><td>工作物石綿事前調査者※</td></tr><tr><td>○以下の特定工作物の解体等工事 ・ 煙突 ・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い ○特定工作物以外の工作物の解体等工事のうち、塗料その他石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴う場合</td><td>・ 建築物等石綿含有建材調査者（①～③の調査者） ・ 工作物石綿事前調査者※</td></tr></table></td></tr></table>	事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者			<table><tr><td colspan="2">工事の区分</td><td>資格等</td></tr><tr><td rowspan="2">工 作 物</td><td>以下の特定工作物の解体等工事 ・ 反応槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 配管設備 ・ 焼却設備 ・ 貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 送電設備</td><td>工作物石綿事前調査者※</td></tr><tr><td>○以下の特定工作物の解体等工事 ・ 煙突 ・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い ○特定工作物以外の工作物の解体等工事のうち、塗料その他石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴う場合</td><td>・ 建築物等石綿含有建材調査者（①～③の調査者） ・ 工作物石綿事前調査者※</td></tr></table>	工事の区分		資格等	工 作 物	以下の特定工作物の解体等工事 ・ 反応槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 配管設備 ・ 焼却設備 ・ 貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 送電設備	工作物石綿事前調査者※	○以下の特定工作物の解体等工事 ・ 煙突 ・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い ○特定工作物以外の工作物の解体等工事のうち、塗料その他石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴う場合	・ 建築物等石綿含有建材調査者（①～③の調査者） ・ 工作物石綿事前調査者※
事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者															
	<table><tr><td colspan="2">工事の区分</td><td>資格等</td></tr><tr><td rowspan="2">工 作 物</td><td>以下の特定工作物の解体等工事 ・ 反応槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 配管設備 ・ 焼却設備 ・ 貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 送電設備</td><td>工作物石綿事前調査者※</td></tr><tr><td>○以下の特定工作物の解体等工事 ・ 煙突 ・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い ○特定工作物以外の工作物の解体等工事のうち、塗料その他石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴う場合</td><td>・ 建築物等石綿含有建材調査者（①～③の調査者） ・ 工作物石綿事前調査者※</td></tr></table>	工事の区分		資格等	工 作 物	以下の特定工作物の解体等工事 ・ 反応槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 配管設備 ・ 焼却設備 ・ 貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 送電設備	工作物石綿事前調査者※	○以下の特定工作物の解体等工事 ・ 煙突 ・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い ○特定工作物以外の工作物の解体等工事のうち、塗料その他石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴う場合	・ 建築物等石綿含有建材調査者（①～③の調査者） ・ 工作物石綿事前調査者※						
工事の区分		資格等													
工 作 物	以下の特定工作物の解体等工事 ・ 反応槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 配管設備 ・ 焼却設備 ・ 貯蔵設備 ・ 発電設備 ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 送電設備	工作物石綿事前調査者※													
	○以下の特定工作物の解体等工事 ・ 煙突 ・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い ○特定工作物以外の工作物の解体等工事のうち、塗料その他石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴う場合	・ 建築物等石綿含有建材調査者（①～③の調査者） ・ 工作物石綿事前調査者※													
			※建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）に基づく講習を修了した者												
	3	1 に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行う。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。 《以下令和 5 年 10 月 1 日施行の石綿障害予防規則に係る事項》 分析による調査については、石綿障害予防規則第 3 条 6 項の規定により、適切に分析調査を実施するため必要な知識及び技能有者として厚生労働大臣が定めるものを行う。 (令和 2 年厚生労働省告示第 277 号) ・ 分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者 ・ 上記の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者													

事前調査結果 の説明	解体等工事の元請業者	解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明する。 なお、説明の時期は、解体等工事の開始の日までに（届出対象特定工事の特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに）行う。ただし、非常その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあっては速やかに行う。 1 事前調査の結果 2 事前調査を終了した年月日 3 事前調査の方法 4 《建築物：令和5年10月1日施行》 《工作物：令和8年1月1日施行》 当該調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者（事前調査の実施の2に記載の者）に該当することを明らかにする事項 5 解体等工事が特定工事に該当するとき（6に該当するときは除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項 ①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ②特定粉じん排出等作業の種類 ③特定粉じん排出等作業の実施の期間 ④特定粉じん排出等作業の方法 ⑤特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ⑦特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 6 当該解体等工事が届出対象特定工事（「5 特定粉じん排出等作業の作業基準」の1、2、5又は6の項）に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る5に掲げる事項及び次に掲げる事項 ①特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に規定する除去等の方法により行うものでないときは、その理由 ②特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ③下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
事前調査の協力	解体等工事の発注者	解体等工事の元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担することその他事前調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該事前調査に協力する。

事前調査に関する記録の保存	解体等工事の元請業者 自主施工者	事前調査結果の説明に係る書面及び次の事項（平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等及び石綿の使用禁止の適用が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンを使用禁止が適用された後に設置した設備にあっては①から⑤に掲げる事項に限る。）を記載した書面を解体等工事が終了した日から 3 年間保存する。 ①解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②解体等工事の場所 ③解体等工事の名称及び概要 ④事前調査を終了した年月日及び事前調査の方法（重複） ⑤解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（平成 18 年 9 月 1 日以後に石綿の使用禁止の適用が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンを使用禁止が適用された後に設置した設備に該当する場合にあっては、これに加えて、建築材料を設置した年月日） ⑥解体等工事に係る建築物等の概要 ⑦建築物の解体等工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分 《⑧及び⑩の事項は、建築物：令和 5 年 10 月 1 日施行、工作物：令和 8 年 1 月 1 日施行》 ⑧解体等工事（特定建築材料が使用されているおそれがあるものとして環境大臣が定める工作物（特定工作物）以外の工作物に係る工事にあっては、塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。）に係る事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 ⑨分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称 ⑩解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（分析による調査を行わずに当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠 ⑪事前調査の 2 に記載の環境大臣が定める者に該当することを証明することの書類の写し
事前調査結果の掲示等	解体等工事の元請業者 自主施工者	1 掲示の方法 ①周辺住民の見やすい場所に設置する。 ②掲示の大きさは日本産業規格 A 3 以上（縦長・横長を問わない）の大きさで、文字は読みやすい大きさとする。 ③解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して行う。 2 掲示の事項 ①事前調査の結果 ②解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ③事前調査を終了した年月日 ④解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類 3 事前調査に関する記録の写しを解体等工事現場へ備え置く。

事前調査結果 の報告	解体等工事の元請業者 自主施工者	事前調査を行ったときは、遅滞なく（遅くとも解体等工事に着手する前までに）知事に報告する。 1 事前調査結果報告の対象となる解体等工事 ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの ②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。）の合計額が 100万円以上※¹であるもの ③工作物（特定建築材料が使用されているおそれの大きいものとして環境大臣が定めるもの※²に限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。）の合計額が 100万円以上※¹であるもの ※1 請負代金の合計額とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額である。 ※2 特定建築材料が使用されているおそれの大きいものとして環境大臣が定める工作物とは、次の工作物である。（令和2年環境省告示第77号） ・ 反応槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）（農業用パイプラインを含み、水道管は含まない。） ・ 焼却設備 ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 送電設備（ケーブルを含む。） ・ トンネルの天井板（トンネルには鉄道施設（鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法による軌道施設を含む。）は含まない。） ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）
---------------	---------------------	---

4 特定建築材料の除去等の方法

対 象 者	除 去 等 の 方 法		
届出対象特定工事の元請業者 下請負人 自主施工者	次のいずれかの措置（２の項に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。）及び方法により行う。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次のいずれかに掲げる措置を記載の方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。		
	項	措 置	方 法
	1	特定建築材料の建築物等からの除去	①特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法 ②特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法 ③②と同等以上の効果を有する方法
	2	特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理	①特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法 ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、ＨＥＰＡフィルタ（日本産業規格Ｚ8122）を付けた集じん・排気装置を使用する方法

5 特定粉じん排出等作業の作業基準

項	作 業 の 種 類	作 業 基 準
共通	1 から 6 の項の作業全て	1 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事に係る特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行う。 ①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②特定工事の場所 ③特定粉じん排出等作業の種類 ④特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ⑥特定粉じん排出等作業の方法 ⑦特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ⑧特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ⑨特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 2 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設ける。 ①日本産業規格 A 3 の大きさ以上 ②次に掲げる事項を表示したもの ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・届出対象特定工事に該当するときは、特定粉じん排出等作業実施届出年月日、届出先 ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法 ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・事前調査に関する事項の表示も併せて行うこと。 ⇒「3 解体等工事時における石綿の事前調査等」の事前調査結果の掲示等を参照 3 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（1 の項の作業並びに 6 の項の作業基準欄に記載の 1 及び 2 の作業を行うときは、1 の項の 2 ③④、4 及び 5 ②に規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存する。 4 特定工事の元請業者は、3 の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が 1 に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認する。

項	作 業 の 種 類	作 業 基 準
		5 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者（「3 解体等工事時における石綿の事前調査等」の方法の2に記載の者又は当該特定工事に係る石綿作業主任者。）に当該確認を目視により行わせる。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。 6 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、次の欄に記載の作業の種類ごとの内容を満たして作業を実施する。
1	特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業（2項又は5項に掲げるものを除く。） 【作業実施届出が必要】	次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物その他工作物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 1 ①特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」）を他の場所から隔離する。 ②隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置する。 2 ①作業場及び前室を負圧に保つ。 ②作業場の排気に、HEPAフィルタ（日本産業規格Z8122）を付けた集じん・排気装置を使用する。 ③①の規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。 ④特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。 3 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。 4 1の規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。 5 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、 ①特定建築材料を除去部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布する。 ②作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され又は飛散するおそれがないことを確認する。

項	作 業 の 種 類	作 業 基 準
2	特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（5項に掲げるものを除く。） 【作業実施届出が必要】	次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物その他工作物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと<u>同等以上の効果を有する措置</u>（◎）を講ずること。 1 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。 2 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。 3 特定建築材料の除去後、養生を解く場合 ①特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布する。 ②作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。 ◎<u>同等以上の効果を有する措置</u>について 配管に使用された保温材を除去する際に、当該作業箇所を局所的に隔離するために袋状の用具（いわゆるグローブバッグ）を使用して密封状態を保ったまま保温材を除去する方法がある。
3	特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上げ塗材を除去する作業（5項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物その他工作物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと<u>同等以上の効果を有する措置</u>（◎）を講ずること。 1 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。（2の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） 2 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講じる。 ①特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。 ②除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。※ 3 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃する。養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。 ◎<u>同等以上の効果を有する措置</u>について 1の項（吹付け材）の作業方法を採用することも可能である。 ※「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する」ことの同等以上の効果を有する措置として、「除じん性能を有する（HEPAフィルタ（日本産業規格Z8122）又はこれと同等以上の性能を備えた集じん機を用いることが含まれる）電動工具を使用する」ことを採用することもできる。

項	作 業 の 種 類	作 業 基 準
4	特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料を除去する作業（1～3項、5項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物その他工作物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと<u>同等以上の効果</u>を有する措置を講ずること。 1 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外す。 2 1の方法により特定建築材料（3に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する※。 3 石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種にあつては、1の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずる。 ①特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。 ②除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する※。 4 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃する。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くにあつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。 ◎<u>同等以上の効果を有する措置</u>について 1の項（吹付け材）の作業方法を採用することも可能である。 ※「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する」ことの同等以上の効果を有する措置として、「除じん性能を有する（HEPAフィルタ（日本産業規格Z8122）又はこれと同等以上の性能を備えた集じん機を用いることが含まれる）電動工具を使用する」ことを採用することもできる。
5	1項の作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業 【作業実施届出が必要】 （例）人の立入が危険な状態の建築物等の解体	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	特定建設材料が使用されている建築物等の改造又は補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材料等に係る作業 【作業実施届出が必要】	次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物その他工作物の部分に使用されている特定建築材料の除去等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 1 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去するとき 1項の1～5の遵守。 2 特定建築材料を1以外の方法により除去するとき 2項の1～3の遵守。 3 特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行うとき 特定建築材料の劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去する。 4 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行うとき又は吹付け石綿の封じ込めを行うとき 1の項の1～5を準用する。（「除去する」及び「除去」の語句は、「囲い込み等を行う」及び「囲い込み等」と読み替える。）

6 特定粉じん排出等作業に関する記録、結果の報告等

対 象 者	方 法
特定工事の元請業者 自主施工者	1 特定工事の元請業者は、特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、次の事項について、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告する。 ①特定粉じん排出等作業が完了した年月日 ②特定粉じん排出等作業の実施状況の概要 ③除去等完了後の確認を行った者（「5 特定粉じん排出等作業の作業基準」の共通の項の5に記載）の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項（建築物石綿含有建材調査者講習等登録規定による講習又は石綿主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者についてはその旨） 2 次の事項を含む特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写し並びに除去等完了後の確認を行った者（「5 特定粉じん排出等作業の作業基準」の共通の項の5に記載）の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当すること証明する書類の写しを特定工事が終了した日から3年間保存する。 ①特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ②下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ③特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ④特定工事の場所 ⑤特定粉じん排出等作業の種類 ⑥特定粉じん排出等作業を実施した期間 ⑦特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。） ・「5 特定粉じん排出等作業の作業基準」の共通の項の5に記載の除去等完了後の確認をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名 ・「5 特定粉じん排出等作業の作業基準」の1の項の作業並びに6の項のうちの1及び3の作業を行ったときは、1の項の2③④、4及び5②に規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名

7 その他

項 目	対 象 者	方 法
特定工事の発注者等の配慮等	特定工事の発注者	特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮する。
	特定工事の元請業者 下請負人	1 特定工事の元請業者が特定工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるとき及び当該特定工事の全部又は一部を請け負った下請負人が当該特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときは、当該特定工事の各下請負人に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮する。 2 特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における次の事項を説明する。 ①特定粉じん排出等作業の方法 ②特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ③特定粉じん排出等作業の種類 ④特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
下請負人に対する元請業者の指導	特定工事の元請業者	特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努める。

8 付録 必要項目一覧

○：必要項目 ◎：特定工事の場合の必要項目 ●：届出対象特定工事の場合の必要項目	事前調査結果			作業内容の 揭示事項	作業計画の 記載事項	作業完了報告	作業記録
	発注者への 説明事項	記録・備え 付け事項	揭示事項				
事前調査の結果	○		○				
建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠		○					
（特定工事に該当する場合）特定建築材料の種類	◎		◎		◎		
解体等工事・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）		○		◎	◎		◎
解体等工事・特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）			○	◎		◎	
事前調査を終了した年月日	○	○	○				
事前調査の方法（書面調査、目視調査、分析調査又はみなし）	○	○	○				
事前調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項（調査者の講習実施機関の名称等）	○	○					
分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称		○					
解体等工事・特定工事の場所		○			◎	◎	◎
解体等工事の名称及び概要		○					
特定工事の概要					◎		
解体等工事に係る建築物等の概要		○				◎	
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した設備にあっては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日）		○					
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分		○					
特定粉じん排出等作業の種類	◎				◎		◎
特定粉じん排出等作業の実施の期間	◎			◎	◎		◎
特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	◎				◎		
特定粉じん排出等作業の方法	◎			◎	◎		
特定粉じん排出等作業の方法が第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	◎						
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	●				◎		
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	◎				◎		
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	◎			◎	◎		◎
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	●				◎	◎	◎
（届出対象特定工事に該当する場合） 届出年月日及び届出先				●			
特定粉じん排出等作業の実施状況 （確認結果等）						◎	◎
石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認 （確認年月日、確認者氏名、受講した講習実施機関）						◎	◎
特定粉じん排出等作業完了年月日						◎	

（届出書提出先・連絡先）

工事現場	所管庁	電話番号
大竹市・廿日市市	広島県西部厚生環境事務所	0829-32-1181（代表）
安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	広島県西部厚生環境事務所広島支所	082-228-2111（代表）
江田島市	広島県西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5400（代表）
竹原市・大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所	082-422-6911（代表）
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部厚生環境事務所	0848-25-2011（代表）
府中市・神石高原町	広島県東部厚生環境事務所福山支所	084-921-1311（代表）
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136
庄原市	庄原市環境政策課	0824-74-6253
東広島市	東広島市生活衛生課	082-422-1048
この冊子の作成元：広島県環境保全課（電話番号：082-513-2920）		

本概要は『e c oひろしま』（広島県環境情報サイト）に掲載しています。